令和８年第９回教育委員会会議議事録

１　開催日時

令和８年８月21日(金)　午後３時00分～午後４時10分

２　開催場所

アイヌ文化交流センター研修室

３　出 席 者

	教 育 長	笹原　敏文
教育委員	教育長職務代理者	小尾　一彦
	委　　員	國安　　環
	委　　員	東　みどり
	委　　員	岩谷　史人
事 務 局	教育部長	谷口　英将
	学校教育課長	甲谷　英司
	給食センター所長	守屋　敦史
	図書館長	川瀬　真由美
	ナウマン象記念館長	添田　雄二
	総務係長	小野　　敦
	学校教育係長	佐々木　英行
	学校教育推進員	橋本　靖宏
	学校教育推進員	袴田　孔

４　議　　事

議案第60号　幕別町教育委員会事務局職員の処分について
議案第61号　学校職員の解職の内申について
議案第62号　第６期幕別町総合計画３か年実施計画の提出について
議案第63号　令和７年度幕別町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告書について
議案第64号　幕別町アイヌ文化交流センター条例の施行期日を定める規則
議案第65号　幕別町アイヌ文化交流センター条例施行規則
議案第66号　令和９年度に使用する小学校及び義務教育学校前期課程用教科用図書の採択について
議案第67号　令和９年度に使用する中学校及び義務教育学校後期課程用教科用図書の採択について
議案第68号　令和９年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第９条に規定する教科用図書の採択について
議案第69号　令和８年度「全国学力・学習状況調査」の結果公表について

５　議事概要　次のとおり

笹原教育長　ただ今から、令和８年第９回幕別町教育委員会会議を開会します。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第１、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日一日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし）

笹原教育長　異議なしと認め、会期は、本日一日間と決しました。

次に、日程第２、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、２番、東委員、４番、小尾委員を指名いたします。

次に、日程第３、前回会議録の承認でありますが、令和８年第８回幕別町教育委員会会議について、別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

（異議なし）

笹原教育長　異議なしと認め、前回会議録を承認いたします。

日程第４、事務報告でありますが、本日の事務報告はありませんので、早速、議件に入ります。

日程第５、議案第60号、「幕別町教育委員会事務局職員の処分について」と、日程第６、議案第61号、「学校職員の解職の内申について」は、教育委員会会議規則第15条、第１項、第２号、「任免、賞罰等職員の身分取扱いその他人事に係る事項」のため、日程第７、議案第62号、「第６期幕別町総合計画３か年実施計画の提出について」は、同会議規則第15条、第１項、第４号、「教育事務に関する議会の議案について町長への意見の申出に関する事項」のため、「秘密会」といたします。これにご異議ありませんか。

（異議なし）

笹原教育長　異議なしと認め、秘密会といたします。

笹原教育長　秘密会を解きます。日程第８、議案第63号、「令和７年度幕別町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告書について」、説明を求めます。

教育部長（谷口　英将）　議案第63号、「令和７年度　幕別町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告書について」、ご説明申し上げます。

令和７年度　幕別町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価につきまして、別紙のとおり、報告書を作成しましたので、幕別町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検、評価及び公表に関する規則第２条第２項の規定に基づき、幕別町議会に報告書として提出するとともに、教育委員会事務局等において、閲覧に供するものであります。

それでは、本日、紙媒体で配付いたしました、議案第63号別紙の報告書をご覧ください。表紙をめくりまして、裏面に「はじめに」と記載していますが、平成19年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正」により、教育委員会は、事務の管理・執行状況について、毎年、点検・評価を実施することが義務付けられたところであり、下段に記載のとおり、同法第26条第１項において、この報告書を議会に提出するとともに、公表しなければならないと規定されておりますことから、毎年、第３回町議会定例会に本報告書を提出するとともに、役場庁舎等において、公表をしているところであります。

それでは、13ページをお開きください。

これ以降は、事務事業ごとに評価をした事務事業評価シートを掲載しております。

様式は昨年度と同様でありまして、一番上の囲みに、予算区分、事務事業名、総合計画の位置付けなどを記載しています。その下の「事業概要」の項目では、事業目的や事業内容、そして令和７年度の取組内容を記載しています。

次に、その下の「実施結果」の項目は、評価指標にあたるもので、一番左の欄に記載のとおり、１段目の活動指標の部分については、先ほどの事業概要のうち「今年度の取組内容」について、具体的にどのような活動をしたかを、目標と実績、そして達成率を三カ年分数値化し記載しております。

二段目の成果指標については、上の活動指標にあたる活動により、事業目的の達成に対してどのような成果があったか、同じく目標と実績、そして達成率を三カ年分記載しております。

なお、13ページの「教育総務事務事業」のように、活動指標の設定が数値化できない事務事業については、空欄としております。

一番下段は、過去３年間の事業費と財源内訳などを記載しています。

14ページをお開きください。

「評価」の項目になりますが、左の欄に記載のとおり妥当性、有効性、効率性の３つの観点で、それぞれ０点から５点までの範囲で評価点数をつけるとともに、それぞれ白抜きの枠内に「評価の理由」を記載しています。

次に、中段のやや下の枠には、「現状と課題」を記載し、その右側に前年度の評価結果を記載しております。一番下段の「改善」の項目になりますが、先程の評価の合計点数によって、方向性区分の欄に最終評価として、Ａの「現状どおり継続」から、Ｅの「事業全体を休・廃止」まで、区分に応じて評価が記載され、その右の欄に、実施結果や評価を踏まえた今後の対応策についてを記載しているものであります。

それでは、各事務事業評価シートについて、主に新規事業と評価が変更になった事業などを中心に各担当課長から説明いたします。

学校教育課長（甲谷　英司）　それでは、学校教育課に係る事業についてご説明申し上げます。

資料の「幕別町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書」の13ページをお開きください。

「教育総務事務事業」であります。こちらは、評価が変更になった事業であります。

事業内容は、教育委員会事務局及び教育関連団体等における円滑な運営を図るため、複写機の借り上げや関係機関への負担金支出や補助金交付を行っています。

14ページをご覧ください。

評価の左側に記載の「有効性」欄にあります評価の理由として、「活動指標を設定することが困難であることから評価対象としていない」としており、この場合の活動指標における評価の考え方を見直したことから、一番下段の評価が令和６年度の「Ｂ」から「Ａ」に変更となっております。

15ページをお開きください。

「会計年度任用職員給料等支払事務事業（教育）」になります。こちらは、評価が変更になった事業であります。

事業内容は、会計年度任用職員であります事務補助員、学校教育推進員、子どもカウンセラー、スクールカウンセラーに対する給与支払い事務に関する事業であり、毎月の出勤簿チェック、給与や賞与の支払い事務などが主なものであります。

16ページをご覧ください。

評価の左側に記載の「有効性」欄にあります評価の理由として、「活動指標を設定することが困難であることから評価対象としていない」としており、先ほどの教育総務事務事業と同じく、評価の考え方を見直したことから、一番下段の評価が令和６年度の「Ｂ」から「Ａ」に変更となっております。

続きまして、41ページをお開きください。

「まくべつ学園増改修事業」になります。こちらは、令和７年度から事務事業として新設したものであります。

事業内容は、今年度に開校した義務教育学校「まくべつ学園」において、よりよい教育環境の整備と円滑な学校運営のために施設整備を行ったものであります。令和７年度の事業費は、13億801万9,020円であります。

42ページをご覧ください。

下段の評価としまして、妥当性、有効性、効率性ともに高く、「A」評価としております。

説明は以上になります。

生涯学習課長（木村　純一）　同じく、生涯学習課に係る事業についてご説明申し上げます。

資料の101ページをお開きください。

「保健体育総務事務事業」になりますが、「評価が変更になった」事業になります。主な事業内容は、全道・全国スポーツ大会への参加費助成であります。昨年度は、64人の小中学生に各種大会参加に係る交通費及び宿泊費の一部を助成しましたが、実績数が成果指標に届かず、有効性の評価を見直したことにより、評価を変更したものであります。

次に、105ページをお開きください。

「スポーツ推進事業」ですが、「評価が変更になった」事業になります。スポーツ推進委員会が主催するウォークラリーなどのイベントや、水泳、スケート、スキーの初心者教室の開催などが主な事業内容であります。各種初心者教室の延べ参加者数は133人でありましたが、実績数が成果指標に届かず、有効性の評価を見直したことにより、評価を変更したものであります。

最後に、107ページをご覧ください。

「アスリートと創るオリンピアンの町創生事業」ですが、「評価が変更になった」事業になります。スポーツ合宿誘致実行委員会が主催する、慶應義塾体育会野球部の合宿受け入れや、オリンピアンなどアスリートとのふれあい事業が主な事業内容であります。アスリートふれあい事業については、参加者の実績数が指標に届かなかったことに加え、本町出身のオリンピアンなど、認知度の高い方に講師をしていただき、多くの児童生徒に参加いただくイベントなど、開催方法に検討・工夫の余地があることから、有効性の評価を見直したことにより、評価を変更したものであります。

以上で、生涯学習課所管事業の点検・評価の結果報告の説明とさせていただきます。

給食センター所長（守屋　敦史）　学校給食センターに係る事業について、説明させていただきます。学校給食センターが所管する事業は、37ページの学校給食センター給食提供事業と39ページの学校給食センター維持管理事業の２事業となります。

はじめに、37ページの「学校給食センター給食提供事業」につきましては、児童生徒の心身の健全育成と食育の推進を図ることを目的に、給食だよりの発行や地場産食材の活用、また、地場産品をメインとしたメニューのまくべつの恵み給食の実施やリクエスト給食の実施などに取り組んでおりますが、令和７年度実績に係る評価につきましては、昨年度と同様に「A」評価としておりますが、引き続き地場産食材を積極的に使用し、安心・安全な学校給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、39ページの「学校給食センター維持管理事業」につきましては、施設管理や衛生管理の徹底を図り、安定した給食提供を行うことを目的に、保守点検や修繕、更新等を行っておりますが、令和７年度実績に係る評価につきましては、こちらも昨年度と同様「A」評価と変更はありませんが、今後におきましも円滑な管理運営の維持に努めてまいりたいと考えております。

以上で、給食センターの説明を終わります。

図書館長（川瀬　真由美）　図書館に係る事業について、ご説明申し上げます。

85ページをご覧ください。

「図書館を核とした地域づくり事業」であります。事業目的は、町民及び利用者に対して、講座及び行事等の開催やボランティア活動等への参加の呼びかけや周知により住民参画を図るものであり、取組内容は、ＡＲコンテンツ追加及び更新、図書館事業の実施、図書館協議会会議の開催であります。実施結果といたしましては、活動指標の1 講座・ボランティア活動等の実施が291回、成果指標の1 講座・ボランティア活動等の参加者数が6,086人となっております。

86ページをご覧ください。

一番下段の評価になりますが、昨年度と同様の「A」評価と変わりませんが、今後の対応策は、「令和８年度末をもってマチアルキアプリのサービス提供が終了するため、これに係る事業について検討し実施する。」としたものです。

89ページをご覧ください。

「マイファーストブックサポート事業」であります。事業目的は、７・８ヶ月健診時に保護者や子育て世代の地域住民に対して、子育てや健康に関する情報提供や、図書を提供することで図書館から子育て支援を展開するというものであり、取組内容は、７・８ヶ月健診時に絵本及び中札内高等養護学校幕別分校の生徒が製作した絵本バックのプレゼント、おすすめする絵本５冊をセットにした「おためし絵本セット」や、絵本と子育て関連図書をセットにした「おひざでブック」の貸出を行ったほか、令和７年度は、企業版ふるさと納税を活用し、食育をテーマにし、図書館キャラクターを使ったオリジナル絵本を作成し、町内の小学１年生へセカンドブックとしてプレゼントを行ったほか、貸出し絵本セットの追加・更新する等、事業費は99万9,678円となっております。

90ページをご覧ください。

一番下段の評価になりますが、昨年度同様「A」評価と変更はありません。今後の対応策は、保護者のニーズに応じた貸出セットの充実を図り、利用促進につながる周知を行う。と、セカンドブックプレゼントにより、親子の読書への興味関心と共に食育及び地域学習を深める契機となったことから、継続して実施する。としております。

以上で図書館の説明を終わります。

教育部長（谷口　英将）　ただいま説明いたしました事務事業評価シートのほかに、報告書には、昨年同様に資料等を添付しており、117ページから147ページまでは各種資料を添付しており、148ページから154ページまでは、関連する規定等を添付しております。

最後になりますが155ページをご覧ください。

本報告書をまとめるにあたり、点検及び評価の客観性を確保する観点から、学識経験者として、町長部局の部長職（５人）をはじめ、東十勝退職校長会 会長、幕別清陵高等学校 校長、町ＰＴＡ連合会 会長、社会教育委員長の９名の皆さんに書面による意見の提出をお願いしており、こちらに記載のとおり、４件の意見をいただいております。

意見の内容としては、報告書に教育委員の氏名・任期等の掲載する提案や各指標の設定に対する意見などであり、次年度に向けて改善・検討してまいりたいと考えております。

以上、ご説明申し上げました報告書につきましては、本日ご審議をいただいたのち、８月27日開会の第３回町議会定例会に提出する予定であり、その後、教育委員会事務局、役場庁舎、支所、出張所、図書館等で閲覧できるようにするほか、町のホームページにおいて公表することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

笹原教育長　説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（ありません）

笹原教育長　質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第63号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

笹原教育長　異議なしと認め、議案第63号については、原案のとおり可決しました。

日程第９、議案第64号、「幕別町アイヌ文化交流センター条例の施行期日を定める規則」と、日程第10、議案第65号、「幕別町アイヌ文化交流センター条例施行規則」については関連がありますので、一括して説明を求めます。

生涯学習課長（木村　純一）　議案第64号、「幕別町アイヌ文化交流センター条例の施行期日を定める規則」の制定について、議案第65号、「幕別町アイヌ文化交流センター条例施行規則」の制定について、関連がありますので、一括して説明させていただきます。

はじめに議案書の８ページの議案第64号、「幕別町アイヌ文化交流センター条例の施行期日を定める規則」の制定についてであります。

令和４年３月に国の認定を受けた「幕別町アイヌ施策推進地域計画」に基づき、旧千住生活館が有していた生活館機能と、蝦夷文化考古館が有していた展示館機能を併せ持つアイヌ文化交流センターの整備を進めてまいりましたが、本年３月、幕別町アイヌ文化交流センター条例を新たに制定し、設置目的などを規定したところであります。

現在、施設の建設を終え、外構工事と展示室の設置工事を進めているところでありますが、それらの進捗状況などを踏まえ、この度、施設の供用開始時期と施設運用に係り、使用時間、休館日、使用料や観覧料、それらの減免の考え方などを定める規則を制定しようとするものであります。

幕別町アイヌ文化交流センター条例の施行期日を令和８年10月１日とし、同日から施設をオープンしようとするものであります。

また、施設のオープンを控えまして、その前日の９月30日には、現代の竣工式にあたります、アイヌの伝統儀式「完成式」を執り行う予定でおります。

今後は、供用開始の情報を広く周知するとともに、10月１日から４日間、展示館の観覧料を無料とし、町内外へ来場者の呼び込みをする予定でおります。

議案第65号、「幕別町アイヌ文化交流センター条例施行規則」の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書９ページになりますが、第１条の「趣旨」であります。

幕別町アイヌ文化交流センター条例の施行に関し、必要な事項を定めるものであります。

第２条の「職員」であります。所長及び必要な職員を置くこと。所長は、職員を監督し、業務の達成に努めること。職員は上司の命を受け、業務にあたることを規定するものであります。

第３条の「使用時間及び休館日」であります。

24ページの別表をご覧ください。

使用時間は、午前９時から午後５時まで。ただし、生活館に限り、事前に予約があった場合は午後10時まで使用できること。休館日につきましては、原則火曜日で、火曜日が休日のときはその直近の休日以外の平日とすること。及び年末年始を休館日とすることを規定するものであります。

９ページにお戻りください。

第４条の「生活館の使用料の減免」であります。

減免を受けようとする条件や手続きについて規定しております。使用料の減免は、幕別町公の施設の使用料等に関する条例に基づき、町が自ら使用する場合、町内小中学校などが、町が認める行事で使用する場合、町が共催する行事で使用する場合などを定めており、その他に本規則で規定するのは、アイヌ文化の保存・伝承・普及活動を行う団体などが、本来の活動目的・活動内容のために使用する場合。を規定しており、地元の幕別アイヌ協会やマクンベツアイヌ文化伝承保存会などの活動を想定するものであります。

第５条では「観覧券の交付」は、展示室の入室に観覧料が必要なことを、

第６条では、その観覧料の減免を受けようとする条件や手続きについて規定しております。

ここでは、観覧料の減免は、必要な手続きをとっていただきますが、町内の65歳以上の方、又は介助者１名を含む、心身障害者の方、町や教育委員会が主催・共催をする事業、町や教育委員会が認めた団体等で、学習・研究の目的のものに限っては手続きが不要な旨を規定しております。

第７条では、入館者の遵守事項を第８条では、施設や展示品の破損や滅失について規定しております。

第９条から12条は、センターの収蔵資料の貸し出し、センターへの資料の寄贈などについて必要な事項を規定しております。

第13条では、施設を指定管理した場合の規則の読み替えについて、第14条では、委任について規定しております。

最後に附則の５と６では、ふるさと館と忠類ナウマン象記念館、そしてアイヌ文化交流センターの３施設を30日間で１度ずつ利用できる「共通利用券」の新設に伴うものなど、本規則の制定に伴い、ふるさと館管理規則及び忠類ナウマン象記念館条例施行規則に所要の改正を行うことを規定しております。

以上で説明を終わります。よろしく、ご審議のほど、お願い申し上げます。

笹原教育長　説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（ありません）

笹原教育長　質疑なしと認めます。初めにお諮りいたします。

議案第64号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

笹原教育長　異議なしと認め、議案第64号については、原案のとおり可決しました。

次に、お諮りいたします。議案第65号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか

（異議なし）

笹原教育長　異議なしと認め、議案第65号については、原案のとおり可決しました

日程第11、議案第66号、「令和９年度に使用する小学校及び義務教育学校前期課程用教科用図書の採択について」と、日程第12、議案第67号、「令和９年度に使用する中学校及び義務教育学校後期課程用教科用図書の採択について」と、日程第13、議案第68号、「令和９年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第９条に規定する教科用図書の採択について」は関連がありますので、一括して説明を求めます。

学校教育課長（甲谷　英司）　まず、始めに、議案第66号、「令和９年度に使用する小学校及び義務教育学校前期課程用教科用図書の採択について」、ご説明申し上げます。

議案書の30ページをご覧ください。

小学校及び義務教育学校前期課程用教科用図書につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」及び次のページの「同法施行令」の規定により、原則として４年間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書について、使用する年度の前年度の８月31日までに採択しなければならないものとされております。

現在、小学校及び義務教育学校前期課程において使用する教科用図書につきましては、令和６年度から使用しており、来年が４年目となります。

議案書の30ページにお戻りください。

令和９年度に使用する小学校及び義務教育学校前期課程用教科用図書につきましては、令和５年８月８日に、第12地区教科書採択教育委員会協議会で決定いたしました、令和６年度から使用している教科用図書を、引き続き採択しようとするものであり、その種目ごとの教科用図書の発行者名は、議案に記載のとおりであります。

次に、議案第67号、「令和９年度に使用する中学校及び義務教育学校後期課程用教科用図書の採択について」、ご説明申し上げます。

議案書の32ページをご覧ください。

中学校及び義務教育学校後期課程において使用する教科用図書は、小学校及び義務教育学校前期課程と同様に、法令の規定により、原則として４年間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書について、使用する年度の前年度の８月31日までに採択しなければならないものと

されております。現在、中学校及び義務教育学校後期課程において使用する教科用図書につきましては、令和７年度から使用しており、来年が３年目となります。

令和９年度に使用する中学校用教科用図書につきましては、令和６年８月７日に、第12地区教科書採択教育委員会協議会で決定いたしました、令和７年度から使用している教科用図書を、引き続き採択しようとするものであり、その種目ごとの教科用図書の発行者名は、議案に記載のとおりであります。

次に、議案第68号、「令和９年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第９条に規定する教科用図書の採択について」、ご説明申し上げます。議案書の33ページをご覧ください。

小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、学校教育法附則第９条における文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書以外の教科用図書、いわゆる一般図書を使用することができると規定されております。

令和８年７月31日開催の第12地区教科書採択教育委員会協議会において、議案書中段枠内にあります「学校教育法附則第９条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級において使用することができる教科用図書については、『令和９年度使用 小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）採択参考資料＜令和８年６月北海道教育委員会作成＞』の全ての図書を採択する。」と決定し、児童生徒個々の障害に応じて教科用図書を使用できるよう、幅広く採択するものであります。

この協議会の決定に基づき、幕別町教育委員会は、他の教科書と一緒に採択し、各学校において、実際の児童生徒の障がいの程度や実態に応じ、その中から選定することで、取り進めていくものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

笹原教育長　説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（ありません）

笹原教育長　質疑なしと認めます。初めにお諮りいたします。

議案第66号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

笹原教育長　異議なしと認め、議案第66号については、原案のとおり可決しました。

次に、お諮りいたします。議案第67号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

笹原教育長　異議なしと認め、議案第67号については、原案のとおり可決しました。

次に、お諮りいたします。議案第68号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

笹原教育長　異議なしと認め、議案第68号については、原案のとおり可決しました。

日程第14、議案第69号、「令和８年度『全国学力・学習状況調査』の結果公表について」、説明を求めます。

学校教育課長（甲谷　英司）　議案第69号、「令和８年度『全国学力・学習状況調査』の結果公表について」、ご説明申し上げます。議案書の34ページをご覧ください。

本調査につきましては、平成19年度から実施されており、今年度は令和８年４月23日（中学校英語は令和８年４月20日～24日の間）に実施いたしました。

令和８年度「全国学力・学習状況調査」の概要につきまして、小学校６年生と義務教育学校６年生は、国語と算数の教科に関する調査と学習意欲、学習方法、学習環境、生活習慣に関する児童質問調査を実施し、中学校３年生と義務教育学校９年生は、国語、数学、英語の

教科に関する調査と学習意欲、学習方法、学習環境、生活習慣に関する生徒質問調査を実施しております。

なお、中学校の英語については、３年おきに調査しており、その調査方式は、児童質問調査や生徒質問調査と同じく、児童生徒が活用するＩＣＴ端末を用いたオンライン方式の調査で行っています。

次に、議案第69号別紙と記載の「令和８年度　全国学力・学習状況調査結果」をご覧ください。

調査結果につきましては、今月３日に、文部科学省が調査結果を公表しましたことから、その内容を報告するものであります。表の上段は小学校６年生と義務教育学校６年生、表の下段は中学校３年生と義務教育学校９年生の結果であり、網掛け部分は本町の状況を示しています。

まず、表の上段につきまして、国語の「平均正答率」は全国を下回りましたが、全道と同じであり、算数の「平均正答率」は全国、全道ともに下回る結果となりました。

続いて、表の下段につきましては、国語と数学の「平均正答率」は全国、全道を上回る結果となりました。

また、英語の「平均ＩＲＴスコア」は、全国、全道を上回る結果となりました。

なお、このＩＲＴスコアとは、議案書34ページの「※」にありますとおり、単純な正答数ではなく、問題の難易度や解答パターンを考慮して受験者の能力を評価する指標であり、500を基準として算定されるものであります。テスト問題の難易度が考慮されているため、複数回、継続的、経年的な学力評価が可能となるものであります。

次に、前回との比較でありますが、別紙の次のページ、「全国学力・学習状況調査における幕別町の平均正答率平均ＩＲＴとの比較」をご覧ください。

まず、小学校６年生・義務教育学校６年生の国語は、前年度と変わらず、全国比較では下回っていますが、全道比較では同じであります。

算数につきましては、前年度、全道比較で上回っていましたが、今回、全国、全道ともに下回る結果となっております。中学校３年生・義務教育学校９年生の国語は、前年度、全国比較で下回っていましたが、今回、全国、全道比較でともに上回っています。

数学は、前年度、全国、全道比較で下回っていましたが、今回、全国、全道ともに上回る結果となっております。英語につきましては、今回、平均ＩＲＴスコアでの比較となりますが、前回調査の令和５年度では、全国比較で下回っていました。今回は、全国、全道ともに上回る結果となっております。

議案書の34ページをご覧ください。

続いて、下段の公表のあり方についてであります。

本調査結果の公表内容につきましては、文部科学省において、調査結果の公表は前年度と同様の取扱いとすることとされておりますが、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすという重要な側面がある一方、調査により測定できるのは、学力の特定の一部分であることや学校の序列化や過度な競争が生じること、また、小規模校では個人が特定されるおそれがあることが懸念されるところであります。

本町におきましては、これら教育上の影響等を踏まえ、従来から平均正答率等の数値を用いず、文章により町全体の成績や傾向の説明による公表を行っており、令和８年度「全国学力、学習状況調査」の結果公表も、従来と同様、個々の学校名を明らかにせず、さらに町全体の結果についても、平均正答率等の数値を用いず、文章をもって成績や傾向の説明を行うこととするものであります。

以上が、令和８年度の「全国学力・学習状況調査」の結果と、公表についての説明になります。なお、公表の具体的な手法としましては、議案第69号別紙の３ページ目をご覧下さい。「広報まくべつ10月号イメージ」でありますが、10月号の広報紙に掲載する予定であります

ことをご承知おきいただきたいと思います。現段階における広報の原稿ではありますが、ご覧のとおり、教科に関する調査結果等については、文書表現になるものであります。

最後に、今回お示しいたしました本町の数値、学校別の数値は教育委員会会議及び校長会議等の内部資料としての取扱いになりますので、特段のご留意をいただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

笹原教育長　説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（ありません）

笹原教育長　質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第69号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

笹原教育長　異議なしと認め、議案第69号については、原案のとおり可決しました。

議案については、以上となりますが、この他、皆さんから何かございませんか。

（ありません）

笹原教育長　以上をもちまして、本日の日程の全てが終了しました。これをもちまして、令和８年第９回幕別町教育委員会会議を閉会いたします。お疲れ様でした。